第八条中「第六条第一項各号」を「第五条第一項各号」に改め、同条を第七条とする。
第九条中「第六条第一項各号」を「第五条第一項各号」に改め、同条を第八条とする。
第十条第一項中「ぎ装品」を「艤装品」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の章名及び一条を加える。

第三章　事業基盤の強化

（事業基盤強化の促進に関する基本方針）

第十条　国土交通大臣及び財務大臣（財務大臣にあっては、第三項第四号に掲げる事項に限る。）は、事業基盤強化の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2　前項の「事業基盤強化」とは、船舶又は船体、船舶用機関若しくは艤装品若しくはこれらの部分品若しくは附属品（以下「船舶等」という。）の製造又は修繕をする事業を営む者（以下「造船等事業者」という。）がその事業の全部又は一部の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動のうち次の各号のいずれかに該当するものであって、船舶等の品質の向上を図ることを目指した事業活動をいう。

一　造船等事業者がその経営資源（知識及び技能並びに技術、設備、情報システムその他の事業活動に活用される資源をいう。）を活用して行う事業の全部又は一部の分野又は方式の変更であって、次に掲げるもののいずれかを行うものであること。

イ　新たな船舶等の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供により、生産若しくは販売に係る船舶等の構成又は提供に係る役務の構成を相当程度変化させること。

ロ　船舶等の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上により、船舶等の生産を著しく効率化すること。

ハ　新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は原材料、部品若しくは半製品の新たな購入の方式の導入により、船舶等の生産に係る費用を相当程度低減すること。

二　前号の事業活動と併せて行うものであって、次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更（当該造船等事業者の関係事業者（事業者であって、造船等事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして国土交通省令で定める関係を有するものをいう。以下この号、次条第三項第二号及び第三十条において同じ。）が行う事業の構造の変更を含む。）を行うものであること。

イ　合併
ロ　会社の分割
ハ　株式交換
ニ　株式移転
ホ　株式交付
ヘ　事業又は資産の譲受け又は譲渡
ト　出資の受入れ
チ　他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社が関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）
リ　関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）
ヌ　会社の設立又は清算
ル　有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合をいう。）に対する出資
ヲ　保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄

3　基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　事業基盤強化（前項に規定する事業基盤強化をいう。以下同じ。）の促進の意義及び目標に関する事項
二　事業基盤強化の促進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
三　造船等事業者が行う事業基盤強化に関する次に掲げる事項
イ　事業基盤強化による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項
ロ　事業基盤強化による船舶等の品質の向上に資する取組に関する事項
ハ　事業基盤強化による地域の経済の活性化に関する事項
ニ　事業基盤強化の実施方法に関する事項
四　事業基盤強化を行うために必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）及び第十七条第四項第三号ロに規定する指定金融機関が果たすべき役割に関する事項
五　前各号に掲げるもののほか、事業基盤強化の促進のために必要な事項

4　国土交通大臣及び財務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

5　国土交通大臣及び財務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十一条を次のように改める。

（事業基盤強化計画の認定）

第十一条　造船等事業者は、単独で又は共同で、その実施しようとする事業基盤強化（当該造船等事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。）に関する計画（以下「事業基盤強化計画」という。）を作成し、国土交通大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2　事業基盤強化計画には、次に掲げる事項（前条第二項第二号に該当する事業活動を行おうとする場合以外の場合にあっては、第五号を除く。）を記載しなければならない。

一　事業基盤強化の目標
二　事業基盤強化による生産性及び財務内容の健全性の向上の程度を示す指標
三　事業基盤強化による生産性の向上及び船舶等の品質の向上に資する取組その他の事業基盤強化の内容並びにそれらの実施時期
四　事業基盤強化を行うために必要な資金の額及びその調達方法
五　事業基盤強化に伴う労務に関する事項
六　前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3　事業基盤強化計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

一　事業基盤強化による地域の経済の活性化に関する事項
二　関係事業者が当該造船等事業者の事業基盤強化のために行う措置に関する計画
三　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条に規定する事業再編計画に関する事項

4　国土交通大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る事業基盤強化計画が次の各号（前条第二項第二号に該当する事業活動を行おうとする場合以外の場合にあっては、第四号を除く。次条第三項において同じ。）のいずれにも適合するものであると認めるときは、その旨の認定をするものとする。

一　当該事業基盤強化計画が基本方針に照らし適切なものであること。
二　当該事業基盤強化計画に係る事業基盤強化が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。